

## 普通預金等のご利用の停止等に係る期間について

一定の期間ご利用のない普通預金口座等については、不正に入手されたうえ犯罪に利用される事例が見受けられます。このため、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、および外貨普通預金のお取引、ならびにキャッシュカードのご利用につきましては、次の期間、お客さまによるご利用のない場合には、預金取引を停止または預金口座を解約させていただく場合がありますので、お手元に長い間ご使用になっていない通帳・カードがございましたら、ご確認ください。

なお、解約させていただいた預金口座に残高があった場合には、所定の手続きによりお支払いいたしますので、お取引店の窓口へお申し出ください。

### 1. 預金取引のご利用が停止される場合

以下の預金口座につきましては、ご利用を停止させていただくことがあります。なお、この場合、預入れ・払戻しの他、振込入金、口座引落とし等ができなくなります。

- (1) 最終の預入れまたは払戻しから5年間利息決算以外の入出金がない残高1千円（外貨預金の場合は1千円相当額）未満の預金口座
- (2) 最終の預入れまたは払戻しから10年間利息決算以外の入出金がない預金口座（残高にかかわらず）

### 2. 預金口座が解約となる場合

以下の預金口座につきましては、お客さまにご通知のうえ解約させていただくことがあります。なお、この場合、預入れ・払戻しの他、振込入金、口座引落とし等ができなくなります。

- (1) 最終の預入れまたは払戻しから5年間利息決算以外の入出金がない残高1千円（外貨預金の場合は1千円相当額）未満の預金口座
- (2) 最終の預入れまたは払戻しから10年間利息決算以外の入出金がない預金口座（残高にかかわらず）

### 3. キャッシュカードのご利用が停止される場合

最終の預入れまたは払戻しから3年間利息決算以外の入出金がない残高1千円未満の預金口座については、キャッシュカードのご利用を停止させていただくことがあります。